

# 平安時代後期の讃岐国善通寺・曼荼羅寺地域における 「聖域」空間の成立と巡礼僧 —四国遍路「霊場」の原型をさぐる—

守田逸人 (香川大学教育学部教授)

## Establishment of a “sanctuary” space and pilgrim monks in the Zentsuji and Mandaraji areas of Sanuki Province in the late Heian period Hayato MORITA, Professor, Faculty of Education, Kagawa University

Previous research on the origins of the Shikoku Henro (pilgrimage) has focused mainly on the practice of *hechi* (remote areas) along the Shikoku seaside, as seen in literary works of the 12th century, such as “Konjaku Monogatari-shū.” On the other hand, very few studies have examined individual temples and shrines connected to the eight-eight sacred sites on the Shikoku Henro, based on primary historical materials that serve as reliable sources of historical facts.

In this paper, I examine the state of Mandaraji temple and the surrounding area in Sanuki province (Kagawa) in the middle of the 11th century by using twenty-four historical materials (all of which are copies) related to this temple, which were left as part of the “Tōji Hyakugo Monjo” (collection of documents related to Tōji temple) from Kohei 5 (1063) to Enkyū 4 (1072).

The fact that historical documents from the second half of the 11th century, which are created in a limited time span, have survived together is unusual. First, as a result of examining this point, it was found that the above twenty-four historical documents were related to the revival of Mandaraji, which had fallen into disrepair by the mid-11th century; that they survived as part of the “Tōji Hyakugo Monjo” because Mandaraji was a branch temple of Tōji and requested political protection from the main temple Tōji; and that only historical documents from a limited period survived. It was discovered that Mandaraji had a copy of a group of documents delivered to Chōshin, a priest under Fujiwara no Michinaga, during Chōshin’s tenure as head of Tōji.

As a result of examining the contents based on the character of the above-mentioned historical materials, it became clear that Mandaraji, no. 72 along the Shikoku Henro, or the surrounding area, was recognized as sites of Kōbō Daishi at the latest in the middle of the 11th century and became a pilgrimage site where ascetic monks visiting various parts of the Japanese archipelago came and built lodgings and stayed.

### はじめに

草創期の四国遍路に関する研究は、おもに『今昔物語集』や『梁塵秘抄』等の説話文学に現れる「辺地」修行が注目されてきた。寺内浩はそれら説話文学等をたよりに四国遍路の原型を検討し、「四国の海岸部をめぐり歩く修行、すなわち<sup>へ</sup>辺地修行の延長線上に八十八ヶ所札所寺院が成立した」とした。そうして草創期の四国遍路に関する研究は、「辺地」とは何か？という観点からの研究が重要な位置を占めてきた<sup>(1)</sup>。そこから「辺地」の巡礼道に関する研究<sup>(2)</sup>、あるいは巡礼者の主体に関する研究<sup>(3)</sup>、等も展開してきた。

こうした四国遍路の起源を探る試みが進む一方で、未来の霊場あるいは札所という視点から個別寺社へアプローチした研究はあまり行われていない。いまのところ個別寺院に注目した研究は、鎌倉時代以降の伊予国石手寺を題材にした川岡勉の研究が比較的早い例であろう<sup>(4)</sup>。

ところで、讃岐国善通寺・曼荼羅寺は遅くとも平安時代後期から弘法大師生誕地という所伝を明確に持ちつつ讃岐地域を含め都鄙にわたって影響力をもった地方有力寺院である。関係史料は11世紀頃の文書類からある程度まとまって残されているものの、とくに平安時代の両寺に関する先行研究は乏しい。

本稿は、まず東寺百合文書として残された11世紀後半の善通寺・曼荼羅寺関係史料をもとに当時の両寺の存在形態を確認したうえで、現在知り得る信頼度の高い史料に依る限り、四国遍路八十八ヶ所札所霊場のうち讃岐国善通寺・曼荼羅寺一帯地域は最も早く日本列島各地の聖たちが巡礼する「道場」として現れること

を論じ、そのあり方に迫りたい。

## 1. 東寺百合文書ユ函に伝わった曼荼羅寺関係史料について

讃岐国善通寺・曼荼羅寺は、鎌倉前期まで東寺末寺となっていたことから、とくに平安期までは東寺百合文書のなかに関係史料が比較的まとまって残っている。そのなかでも、現在東寺百合文書ユ函1・2として残った11世紀後半の曼荼羅寺関係の一連の文書は、他と一線を画する形でまとまりをなして残存している。いま、このユ函1・2の内容を示すと【表】のとおりである。

現状ではユ函1のNo.1～11が一連として紙継、No.12～24がユ函2としてそれぞれ一連に紙継されている。案文群はほぼすべて同筆と考えられ、康平5年(1063)～延久4年(1072)10月までという限定的な期間にわたっており、計24通を数える。これだけの数の11世紀後半の文書が、わずか10年程という限定的な時間幅に集中してまとまって残ること自体稀有である。まずは案文群の内容を検討し、この時期の善通寺や曼荼羅寺をめぐる政治的関係等、地方有力寺院としての存在形態について確認したい。

### 【史料1】<sup>(5)</sup>

(端裏書1)

「讃岐善通寺文」

(端裏書2)

「万タラ寺善範写」

(端書)

「案文等」

(曼、以下同)

漫荼羅寺住僧善範解 申請 留守所裁事

請被殊蒙 鴻恩、為仏法興隆、糺返給可奉修造大師御行道所施坂御堂并漫荼羅寺僧房一字、其夫工食料寺領畠地子麦、為善通寺所司僧智千等、今年俄被徵取、不奉遂修造子細愁之状、

副進 法務大僧正御判并代々国判・留守所御判等一通

右善範、謹案事情、件漫荼羅寺弘法本師之御自造仏堂也、依无御入滅之後修治、荒廢先了、而善範自始鎮西諸国修行間、件道場参詣、為風雨数鉢仏像朽損奉見之、於不安心肝而修行、自去康平五年修造堂三字、本堂・別堂・施坂御堂等也、未懈怠、因之善通寺代々雖別当成下、<sup>(免カ)</sup>漫荼羅寺所領畠地子物徵用、而智千等未下向給、於号善通寺新別当仰、<sup>(延与)</sup>僅候地子麦徵取間、乍有数材木、不能修造堂并僧房、仍言上如件、望請 留守所裁、且為繼大師之御前跡、且任先例、判免給、逐修造之本意、仍注事状、言上如件、以解、

(裏書)

国宰等令奉行給之間、縦雖別当、忽不可徵地子、在地郡司承知、依件行之、

掾 橘 在判

大掾佐伯

散位綾朝臣 在判

紀宿禰 在判

目代散位 在判

【史料1】は一連の案文群のなかのひとつである。曼荼羅寺「住僧」善範は、善通寺新別当(延与)の命で行われた曼荼羅寺領での不当な地代徴収について讃岐国留守所に訴え出ている<sup>(6)</sup>。発給年月日を欠いているが、もともと「善芳」と名乗っていた善範の名が改まるのは延久3年前後であり(以下、善範で統一する)<sup>(7)</sup>、また後掲【史料2】にもあるとおり善通寺別当の遷替もやはり延久3～4年頃と想定され、同じく後述の通り善通寺・曼荼羅寺等末寺とのやりとりに際して本寺東寺側の窓口となった長信の法務僧正と東寺長者の在任期を勘案すると、延久3～4年(1071～1072)頃と判断される。

【史料1】では、九州諸国より修行の旅を開始した善範が曼荼羅寺に辿り着いて修行し、康平5年(1063)から曼荼羅寺本堂・別堂、そして弘法大師の行道所施坂御堂を修造したという。善範は、堂舎修造の勤めを怠ることはなかったが、善通寺所司僧智千等が善通寺新別当の命号して先例に背き曼荼羅寺領から地子麦を

【表】 東寺百合文書ユ函1・2の構成

函	和 暦	西暦	文 書 名	内 容	備 考
1	ユ函1-1 (延久3年頃)	1071	讃岐国曼荼羅寺住僧善範解案	善通寺新別当の命と号して善通寺所司僧智千が不当に徴集した曼荼羅寺領畠地子免除を留守所に乞う。	裏書で目代・在庁官人等、免除署判。
2	ユ函1-2 治暦5年4月22日	1069	讃岐国目代小野某下文案	曼荼羅寺の充文等に基づき、讃岐国目代が恒行に対して曼荼羅寺領免田の充行うことを命じる。	(裏書)「到来治暦五年四月廿七日 書生紀、在判」
3	ユ函1-3 治暦5年5月13日	1069	讃岐国曼荼羅寺住僧善芳解案	収公された曼荼羅寺領流記帳記載の畠地免除を留守所に乞う。	裏書で目代・在庁官人等、免除署判。
4	ユ函1-4 治暦4年12月4日	1068	讃岐国曼荼羅寺領畠地注進状案	僧某、善通寺「庄地」に取り込まれた畠地を注進。	
5	ユ函1-5 治暦3年8月25日	1067	讃岐国曼荼羅寺修行僧善芳解案	曼荼羅寺仏聖燈油料の確保、および曼荼羅寺領三昧加徴を住僧供料に充てる国判を乞う。	外題で免除署判。
6	ユ函1-6 治暦3年6月3日	1067	讃岐国曼荼羅寺修行僧善芳解案	流記所載曼荼羅寺領畠地等の地子免除を留守所に乞う。	裏書で目代・在庁官人等、免除署判。
7	ユ函1-7 治暦2年7月6日	1066	讃岐国曼荼羅寺修行僧善芳解案	曼荼羅寺南三俣山の殺生禁断、離堂所領の免除(国裁)を乞う。	裏書で殺生禁断の安堵「在御判」(目代カ)。
8	ユ函1-8 康平6年3月7日	1063	讃岐国勘済使紀某下文案	曼荼羅寺領田刈取につき吉原郷に対して恒末に沙汰返し、官物を納めるよう命じる。	
9	ユ函1-9 康平6年1月25日	1063	讃岐国曼荼羅寺住僧善芳解案	流記帳記載の曼荼羅寺領収公田畠を曼荼羅寺領へ奉免する国裁を乞う。他	裏書で免除「在御判」(目代カ)。
10	ユ函1-10 康平5年10月17日	1062	讃岐国曼荼羅寺住僧善芳解案	曼荼羅寺領逃亡人跡の未進代と称した収公の免除(国裁)を乞う。他	裏書で免除「在御判」(目代カ)。
11	ユ函1-11 康平5年10月21日	1062	讃岐国曼荼羅寺住僧善芳解案	「大師入滅後及二百歳、転倒破壊盛也」となった曼荼羅寺修造の申請、および流記帳記載の曼荼羅寺領収公田畠を曼荼羅寺領へ奉免するよう本寺東寺の恩裁を乞う。他	(奥書)「如解状、所申最貴、早可修造也、仍与判之、権僧正在御判」
12	ユ函2-1 康平5年4月□日	1062	讃岐国曼荼羅寺住僧善芳解案	丸部行時等が「制止」した曼荼羅寺領田の安堵を留守所に乞う。	裏書で目代・在庁官人等、安堵署判。
13	ユ函2-2 康平8年6月□日	1065	讃岐国留守所下文案	「曼荼羅寺修理聖人」の申請により曼荼羅寺領の畠地子徴収の免除を多度郡に命ず。	
14	ユ函2-3 康平7年閏5月11日	1064	讃岐国留守所下文案	「無止聖跡」により曼荼羅寺領畠地子を曼荼羅寺修理料に充てることを目代・在庁官人等に命ず。	
15	ユ函2-4 康平6年6月8日	1063	讃岐国留守所下文案	「本寺」使者と称して「修理上人」(善芳)の活動を妨害する行いを停止し、曼荼羅寺領畠地子を動じ修理料に充てることを目代・在庁官人等に命ず。	
16	ユ函2-5 康平6年5月13日	1063	讃岐国曼荼羅寺住僧善芳解案	善通寺別当目代等が末寺所領と号して曼荼羅寺畠地子麦を徴集することについて留守所に訴える。	裏書で目代・在庁官人等、在地郡司の妨げの停止を命じ署判。
17	ユ函2-6 康平7年閏5月18日	1064	讃岐国勘済使綾某下文案	留守所の命のとおり時助・吉恒等に曼荼羅寺領畠地子麦の返抄を取得することを命ず。	
18	ユ函2-7 康平5年5月2日	1062	讃岐国多度郡粟安富解案	曼荼羅寺地子麦の免除を留守所に乞う。	裏書で目代・在庁官人等、免除署判。
19	ユ函2-8 康平5年4月 日	1062	讃岐国曼荼羅寺田地宛行状案	僧某、曼荼羅寺領田を丸部利方への宛行を命ず。	
20	ユ函2-9 治暦2年8月25日	1066	讃岐国曼荼羅寺住僧聖人善芳解案	曼荼羅寺住人下人等に対する夫役免除の郡判を乞う。	裏書で免除署判。
21	ユ函2-10 治暦4年4月8日	1068	讃岐国曼荼羅寺住僧善芳解案	僧行遠作田について曼荼羅寺へ地子を弁えることを命ず留守所裁を乞う。	裏書で目代・在庁官人等、免除署判。
22	ユ函2-11 延久3年8月13日	1071	讃岐国曼荼羅寺修行僧善範解案	善通寺所司智暹、善通寺新別当の命を号して曼荼羅寺領畠地子を徴集したことをにより、その非道の停止を御室(長信)に乞う。	裏書で免除「阿闍梨在判」。
23	ユ函2-12 延久4年1月14日	1072	讃岐国曼荼羅寺住僧善範解案	善通寺別当をして曼荼羅寺を進退すべからざることを本寺政所(長信)に乞う。	裏書「判、曼陀羅寺事、如善通寺定之、在御判(長信)」
24	ユ函2-13 延久4年10月28日	1072	讃岐国曼荼羅寺住僧善範解案	善通寺別当をして曼荼羅寺を進退すべからざることを東寺長者御室政所(成尊)に乞う。	裏書、外題等なし。長信は、延久4年9月30日卒。

徴収したために堂舎の修造がままならなくなったことから、曼荼羅寺領の畠地子保全について留守所に安堵を求めたという。ここで「鎮西諸国修行」と示された善範の巡礼者としての活動にも注目が集まるが、この点に関する検討はさしあたり章を改めたい。一連の案文群で問題になっている点について考えてみよう。

曼荼羅寺が讃岐国衙に対して畠地子の免除・安堵申請を行ったのは、【表】に挙げた一連の案文群で比較的遡る康平6年頃にもみられる(No.16等)。その他、案文群にみえる個々の案件は、国衙に収公された寺領の免除申請(No.18等)等、寺領に関する案件が多く、さらに「三陰山」を「聖跡」として殺生禁断とする申請(No.7)等、いくつかは大別される。ただし、それらに共通しているのは【史料1】にも「僅候地子麦徴取間、乍有数材木、不能修造堂并僧房」とされている様に曼荼羅寺伽藍の修造を実現するうえで向き合った諸問題である。【表】に現れるように、案文群の案件が多様でありつつも康平5年を上限としていることは、一連の案文群が康平5年から始まった善芳による曼荼羅寺修造活動に関わる文書群であることを補強する。

また、善通寺新別当との相論が問題となった【史料1】の場合、留守所の裁決を申請するにあたっては、「副進文書」に現れるとおりにあらかじめ獲得した本寺東寺長者の御判が添えられている。つまり曼荼羅寺僧善範の問題解決に向けた動きは、まずは本寺である東寺に対して善通寺新別当の行いを不当として上申し、それに対して東寺長者の御判が下されていたと判断される。讃岐国の安堵を取り付ける前提として本寺の政治力を活かそうという試みがみてとれる。

## 2. 11世紀後半の讃岐国善通寺・曼荼羅寺をめぐるネットワーク

### 【史料2】<sup>(8)</sup>

讃岐国善通寺所司等解 申請 (長信) 仁和寺僧正御室政所恩裁事

請被特蒙 鴻恩、任道理裁許、僧延誉任別当職之後、寺中所用燈油仏聖并修理料等田畠地子物徴取、敢不充寺用、尤不安愁状、

右、所司等謹検案内、件寺者弘法大師御先祖建立道場、大師聖靈誕生之砌也、而年序推遷、堂舎悉以破壊顛倒、就中去々年大風、五重塔一基・三間一面常行堂一字已以顛倒也、於塔者構造無力、常行堂者以古材木、近来擬改建立之处、件延誉非道為宗、全不置燈油仏聖并修理料等、因茲寺中方々仏事・修理堂舎等殆可闕怠、其中大師御関日料尚以押止、況余仏事乎、次者目代法師得勢之不善甚難堪、寺中住僧等既忘久住之思者、言上如件、望請 蒙恩裁、停止件延誉不善者、如旧勤仕仏事、将仰正理貴、仍注事状、以解、

延久四年正月廿六日 都維那慶真  
寺 主快暹  
上 座真能  
住 僧(花押)

「判

如申文者、別当延与所為不当也、先仏聖燈油修理等 可為宗、但件事依程遠、暗難知子細、国守令触申者、自然被裁定歟者也、法務僧正 長信」

【史料2】は、一連の案文群とは別個に東寺百合文書ま函1に残った文書である。善通寺所司らは弘法大師ゆかりの善通寺伽藍が大破に直面しているなか、新別当(延与)が田畠地子物を燈油仏聖料や伽藍修造料に充てず、仏事や修造が滞っているとして東寺長者・仁和寺御室長信に訴え出ている。11世紀後半の善通寺でも、曼荼羅寺と同様少なくともこの時期までに弘法大師ゆかりの聖跡であるという認識が定着していた<sup>(9)</sup>。そして曼荼羅寺同様、善通寺でも伽藍の破壊が深刻化しており、その修造が大きな課題になっていたこと、また曼荼羅寺と同じく善通寺新別当への非難の姿勢がみてとれる<sup>(10)</sup>。善通寺・曼荼羅寺ともに伽藍大破に直面し、堂舎修造そのものに加えて用途確保のための寺領経営の安定化が課題となっていたのである。

さて、現在東寺百合文書には【史料2】と同じ内容を讃岐国に訴えた延久4年2月20日善通寺所司解が【史料2】と紙継した状態で残されている。そしてそこでも【史料1】の場合と同様に「副進法務僧正御房

御判一紙」とされ、「任 仁和寺法務僧正 御判之旨、被裁定給」と国判を請うている。いうまでもなく副進された「一紙」とは、【史料2】でセットになっているの長信の「判」であろう。すなわち【史料1】曼荼羅寺と同様、善通寺でも寺院の権益に関わる重大な事案が発生した場合、本寺東寺へ上申して安堵の「御判」を得て、それを基に「国裁」を求めて上申していた。

このやりとりで東寺側の窓口となった法務僧正長信は、【史料1】の曼荼羅寺からの上申にも御判を与えた人物であるが、彼は著名な権力者藤原道長の実子であった<sup>11)</sup>。長信は、天喜2年(1054)から東寺長者に列し、さらに治暦2年には東寺一長者に就いた。僧綱としては治暦2年に権僧正、延久2年には僧正に就いている<sup>12)</sup>。

長信と讃岐国地方行政との関係を見ると、長信が東寺長者在任中の讃岐国司は不明な点が多いが、藤原顕家が康平6(1063)～治暦3年(1067)に権守としてみえ、同じく藤原宗俊が治暦3～延久5年(1073)に権守に就いている<sup>13)</sup>。前者の藤原顕家の父藤原経通は、中宮権亮(中宮は藤原彰子)や春宮亮(春宮は敦成親王)等兼ねて藤原道長の近親に仕える関係であり、後者の藤原宗俊は藤原北家中御門流の祖で、道長の子頼宗の孫にあたる近親者である。すなわち長信が東寺長者在任中は、とりわけ讃岐国との人的関係が深かった。【表】に現れる曼荼羅寺修造をめぐる一連の問題のなかで、讃岐国が関係したケースのほとんどの場合において曼荼羅寺側の主張が認められているのは、こうした関係が影響していたのかもしれない。延久4年段階に「仁和寺松本御室為件御寺修造、令下向給由云々」とされているように、仁和寺御室長信が仁和寺修造のために讃岐国へ下向するというが、これも讃岐国司との深い繋がりが想定される<sup>14)</sup>。

### 3. 東寺百合文書二函1・2案文群の作成契機

前章で検討した11世紀後半の曼荼羅寺をめぐる動向や政治的関係を念頭に、一連の案文群がほぼ同筆でまとめられて東寺に残された経緯について整理しておきたい。一連の案文群のうち、最も時期が下る下限となる【史料3】に注目したい。

#### 【史料3】<sup>15)</sup>

漫荼羅寺住僧善範解 申請東寺長者御室政所裁事  
請被特蒙 鴻恩、善通寺更不可擬進退漫荼羅由、判定給子細愁之状、  
副進 代々御判等

右善範謹案事情、不可為善通寺別当寺所以者、件寺大師御建立之、多歳押移破壊顛倒已畢、仏像為風雨朽損給き、其時善範勵無力於諸国勸進、以善知識之力、数之堂舎如本奉建立、今未其勤而不致一寺修理之勤をたに、善通寺両所押行、僅地子物徴取、不令充用修造、甚非常事者、言上如件、望請本寺政所裁定、任道理被免給、近年重同修造為旨、仍注事状、以解、

延久四年十月廿八日 僧善範

前章で一連の案文群は善範を主な主体とした曼荼羅寺伽藍修造に関する文書のまとまりであることを確認した。【史料3】で「住僧」善範は、自らが行ってきた曼荼羅寺修造活動の実績と継続的な修造活動の必要性を主張したうえで、善通寺新別当による曼荼羅寺領での地子徴収を不当なものとして本寺東寺に訴え出た。【史料1】でも同様の問題を留守所に訴え出ているように、曼荼羅寺と善通寺別当との相論については、曼荼羅寺領畠の地代徴収の主体をめぐる問題に限定される。

ここで「住僧」善範が改めて訴え出た本寺「東寺長者御室政所」に注目したい。「東寺長者補任」によると、延久4年10月28日時点で東寺の寺務を執ったのは、同年10月に一長者に就いたばかりの成尊である<sup>16)</sup>。東寺側の人物として一連の曼荼羅寺や善通寺の問題に関わってきた仁和寺法務僧正長信は、同年9月30日に没している。

改めて【史料3】をみると、このとき善範は「代々御判等」、すなわち関係文書一式を「副進」している。東寺百合文書二函1・2として残された一連の案文群は、【史料3】そのものと共にこのとき善範が成尊に副進した文書一式を成尊側でとりまとめ、書写した可能性が高い。善範が関係文書一式を成尊に送ったのは、東寺長者が遷替したことで一式を送付したのではないだろうか。

#### 4. 「聖人」善範と弘法大師聖跡

前章までに曼荼羅寺では康平5年から曼荼羅寺「住僧」善範による伽藍修造がはじまったこと、修造活動を進めるにあたっては、本寺東寺をはじめ都鄙にわたるネットワークを駆使しつつ、讃岐国衛や多度郡等との政治的交渉を経て展開させていたこと、一連の案文群は東寺長者の遷替を機会に送られた文書の案文である可能性が高いこと等を論じた。

ところで第1章で示したように、伽藍修造の実際を担った曼荼羅寺「住僧」善範は、一方では修行僧として活動していた。最後にこの点について議論を深め、この時期の巡礼者のあり方や巡礼者が訪れる善通寺・曼荼羅寺一帯地域のあり方について検討したい。

【史料1】を振り返ると、善範は九州諸国から修行をはじめて「道場」曼荼羅寺を参詣したという。この点についてもう少し具体的に記した別の史料では「善範為弘法修行、自生所鎮西出家入道して年来之間、五畿七道之間、交山林跡、而以先年之比、讃州到来、有事縁、大師之御建立道場参詣」というように、出生地九州にて出家し、日本列島各地の仏門をめぐって先年讃岐国に到来し、縁あって弘法大師御建立の道場である曼荼羅寺に参詣したという。

また【史料1】によると、善範は荒廃した伽藍や朽損した仏像等に直面して不安な気持ちを抱きながら曼荼羅寺で修行を行い、堂舎の修造に励んだという。この点についても同じく別の史料ではもう少し具体的に「依無修理破壊、動為風雨仏像朽損、仍修行留て自始康平元年午修造天、本堂別堂并施坂御堂如本建立」というように、破損した堂舎や朽損した仏像に直面し、そのために曼荼羅寺に修行して逗留して康平5年から諸堂の修造活動を始めたという。すなわち、曼荼羅寺「住僧」善範は日本列島各地を巡礼して堂舎修造等の作善を行う聖としての性格が明瞭である。

つづいて【史料1】で「道場」とも示された曼荼羅寺そのものについて検討し、併せて巡礼者との関わりについても理解を深めてみたい。

#### 【史料4】<sup>17)</sup>

修行僧善芳解 申請 国裁定事

請被早禁断善通寺曼陀寺南之外門在三儉山、所名字高色・皮志・髮山伝也、而件山中大師給入点有驗靈地、为上求菩提下化衆生、伽藍建立給、又在辺大師御行道所、而件字名施坂寺、件道場大師如意輪法所勤行給ける也、即大師入滅世之後、於破壊顛倒後、至于今無建立輩、為繼大師之御遺跡、以去年即道場所於穩居、如本以草葉建立、為果宿願、暫間経廻、而多度・三野兩郡悪業人等朝夕罷入乱、獮野鹿鳥禽為殺害事、敢不可称計、而如此悪人每見滯難禁、鳴悲乎、觀殺生果報、現世碎心肝山林、迷命根野中、後世受結業无間、尽果報鉄林上、更自他俱无益事也、又大師御弘法弘宣砌、当国当郡高名殊勝、最上究竟勝地也、何有心輩此峯企殺生之志乎、速此兩郡獮人等为禁制給耳、

一、曼陀羅寺政所可被為免離御堂所領之田畠等事、副進先司与判一通、而件世家<sup>〔寄〕</sup>辺無縁聖人建<sup>〔張カ〕</sup>奇宿住給、便即田畠等充行丸部則時・秦守任等、於同心横帳、無礼放言非道非理為宗、為宿住諸僧等、御依<sup>〔寄〕</sup>故不候、住不給事、惟似為永大師御弘法遺跡禁断、望請、悉此由給、被与判者、大師聖靈之御助成人并仏弟子生々世々善知識来縁也、速此利仰致免離歟、

右謹檢事情、且為繼大師御聖靈仏教旧跡、且又為弟子上求下化弘誓大願志也、仰乞乎、三宝境界大師聖靈、弘法外護者守殿応道受給、為天下大平・万民与楽・国司安穩・民家保稔・息災延命御祈禱、件悪人等獨早々禁制給、仍為後々代々証、故注事状、以言上如件、

治暦二年七月六日

修行仏弟善芳

(裏書)

件兩寺是弘法修行之砌也、受人界生之者、敢不可成汗穢、何況於殺生乎、在地郡司承知、一切停止之、在御判

【史料4】(【表】No.7)で、善範は修造活動を展開させるにあたり、善通寺・曼荼羅寺門外「三儉山」の殺生禁断(聖域化)と「離御堂所領」田畠の地代免除を讃岐国に求めている。

前半下線部によると、善通寺・曼荼羅寺門外「三俣山」は、「大師給入点有驗靈地」であり、その山中には弘法大師が如意輪法を勤行した弘法大師行道所「施坂寺」があるという。【史料1】にも現れる施坂御堂は、現在の出釈迦寺奥院の前身と考えられている。さらに善範が曼荼羅寺修造に伴って関わった弘法大師「有驗靈地」として、別の史料には「大窪御寺」が現れる（【表】No.22）。すなわち善範が康平5年より開始した修造活動が実を結んで本堂・別堂・施坂御堂を再建したとき、「自去延久元年於漫荼於漫荼羅寺并同大師御前跡大窪御寺両所各一千日法花講演勤行」と、曼荼羅寺と大師御前跡大窪寺で法華講を勤行したという。この法会は「本懐不嫌人之貴賤、又不論道俗、只漫荼只漫荼羅寺仁致修治之志給人可令御座給料祈禱也」というように、曼荼羅寺の再興に力を尽くした人々の支援によって催した祈禱であったという。<sup>18)</sup>

大窪寺についての詳細は現在のところ不明である。『歴史地名大系 香川県の地名』は四国遍路札所寺院八十八番札所の大窪寺に比定する。しかしこの法会が曼荼羅寺の再興に力を尽くした人々が行う場であり、曼荼羅寺が弘法大師聖跡の道場として広く社会や国郡為政者等に影響力を主張する機会であることをふまえると、遠方の大窪寺はふさわしいだろうか。その一方、善通寺・曼荼羅寺背後の山々（五岳山）のうち、ちょうど中世善通寺領（曼荼羅寺領も含め）の西堺境界地点に相当する五岳山最西の火上山尾根線近くには、現在も「大窪」なる地名と共に「大窪寺跡」を呼ばれる寺院跡がある。発掘調査等も行われていないために詳細は不明であるが、近隣には祭祀施設と思しき空間とともに中世の瓦等も発見されており、今後の調査・研究の進展が俟たれる。<sup>19)</sup>

さて、【史料4】でもうひとつ注目したいのは後半下線部にあるように、曼荼羅寺近辺には「無縁聖人」たちが寄宿を建てて住んでいたという事実である。すなわち11世紀後半の「三俣山」は「大師給入点有驗靈地」として施坂寺、場合によっては大窪寺等も展開する聖域であり、善範と同様に修行の旅を続ける「無縁聖人」たちが訪れ、この聖域に逗留する彼らの「寄宿」が展開する空間となっていたのである。

先に示したとおり、善通寺に対する聖域意識は遅くとも信頼のおける確実な史料の限り11世紀はじめ頃からみられることから、この一帯はそれまでも少なからず「無縁聖人」たちが逗留して修行を行う空間となっていた可能性が高い。さらにここで重要なのは、曼荼羅寺修造を機会に一帯の聖域空間を保持していくため、寺領地子麦を修造料に充当し、施坂寺等離堂所領を「宿住」している聖人たちの依怙とし、「三俣山」一帯を殺生禁断の聖域とすること等を公権力に求め、一方この一帯地域を「无止巖跡」と認識した公権力の側も「敢不可成汗穢」として上記の諸点を公認し、聖域空間を保障したことである。こうした公権力による保証を積み重ねていくことで、弘法大師遺跡の聖域空間が由編を重ねて中世以降にも定着し保たれていったと考えられる。

## おわりに

本稿では、のちに札所霊場となる善通寺・曼荼羅寺に焦点を当て、これまでほとんど具体的に検討されてこなかった文書史料から草創期の「霊場」について検討した。11世紀後半までに善通寺・曼荼羅寺地域一帯は、弘法大師ゆかりの聖跡として諸国から無縁聖人が訪れ、寄宿を建てて逗留して修行するという聖域空間が形成されていた。

さて、時間が下った12世紀後半の仁安3年(1168)頃、歌人西行は四国への旅に出て讃岐国を訪れ、「大師のおはしましける御辺の山に庵結びて住みける」と、聖跡に足を運び庵を建てて住んでいる。<sup>20)</sup>この西行の行程自体はあまりにも著名であるが、弘法大師ゆかりの山々に庵を立てて住むという行いは決して西行独自のものではなく、またこの時期にはじまったものでもなく、本稿で明らかにした様に遅くとも11世紀後半にはこの一帯で定着していた修行僧の存在形態だったのである。

一方、こうした聖域空間は11世紀後半の伽藍修造等を機会として公権力から聖域空間の保障を得ることで整備され、中世以降を通じた継続的な聖跡として定着していった。のちに曼荼羅寺領も含む中世善通寺領は、こうした山々を含み込んだ領域が「聖域」として成立していくのである。<sup>21)</sup>それらが含まれる前提には、本論でみた11世紀後半の公権力による聖跡の保障・認定という由緒が存在していた。

## 【註】

(1) 寺内浩「古代の四国遍路」（『四国遍路と世界の巡礼』法蔵館、2007年）、同「平安時代後期の辺地修行者と地

- 域」(『巡礼の歴史と現在』岩田書院、2013年)。
- (2) 胡光「四国八十八ヶ所霊場成立試論」(『巡礼の歴史と現在』岩田書院、2013年)。
- (3) 長谷川賢二「四国遍路の形成と修験道・山伏」(『四国遍路と世界の巡礼』3号、2018年)。
- (4) 川岡勉「中世の石手寺と四国遍路」(『四国遍路と世界の巡礼』法蔵館、2007年)。
- (5) 延久4年正月26日讃岐国善通寺所司等解(東寺百合文書ま、『平安遺文』1071号)。なお、本論文では活字史料集である『平安遺文』に対しては、すべて京都府立京都学・歴史館HP「東寺百合文書web」掲載の原本画像をもとに校訂を加えている。<https://hyakugo.pref.kyoto.lg.jp/>
- (6) なお本稿では詳しく検討しないが、ここで問題とされた善通寺新別当の命による曼荼羅寺領の地代徴収をめぐる相論は、単純に善通寺と曼荼羅寺との二項対立的な相論というよりは、善通寺別当の独自の活動によって生じた問題と考えられる。この時期には善通寺領内でも善通寺新別当が地代徴収を行ったため、善通寺所司が本寺東寺に新別当の行いを不当として訴えている。延久4年10月28日善通寺所司解案(東寺百合文書ウ、『平安遺文』1087号)等参照。
- (7) 田中健二「讃岐国の寺社免田と善通・曼荼羅両寺領」(『香川県史1通史編 原始・古代』香川県、1988年)。
- (8) 延久4年正月26日讃岐国善通寺所司等解(東寺百合文書ま、『平安遺文』1071号)。
- (9) なお、こうした認識がいつから定着していたのか、その時期を確定することは難しい。史料上の初見は寛仁2年5月13日讃岐国善通寺所司解案(東寺百合文書リ、『平安遺文』481号)である。すなわち遅くとも11世紀頃には定着していた。
- (10) 【史料2】による限り、善通寺での五重塔や常行堂の転倒は、「去々年大風」という個別具体的な災害が原因となっていると考えられるが、日本列島全体を見渡したとき、京都や奈良等の都市部の権門寺社でも長期的に修造が行われなかったために伽藍大破が深刻化し、11世紀半ば以降にはおおくの寺社で伽藍修造が大きな課題となっていた。上島享「大規模造営の時代」(『日本中世社会の形成と王権』名古屋大学出版会、2010年所収、初出は2006年)、拙稿「中世成立期の社会編成と富の形成・分配の構造」(『歴史学研究』950、2016年)等。
- (11) 『新訂増補国史大系58 尊卑分脈』(吉川弘文館、1957年)
- (12) 「僧綱補任」(『大日本仏教全書 興福寺叢書1』仏書刊行会、1915年)、「東寺長者補任」(『群書類従』第参輯補任部、続群書類従完成会、1933年)。
- (13) 『国司補任 第4』(続群書類従完成会、1990年)。
- (14) 延久3年8月13日讃岐国曼荼羅寺僧善範解案(東寺百合文書ユ、『平安遺文』4641号)。
- (15) 延久4年10月28日讃岐国曼荼羅寺僧善範解(東寺百合文書ユ、『平安遺文』1088号)。
- (16) 成尊が仁和寺僧であることについては、苦米地誠一「成尊作『観心月輪記』について」(『現代密教』14、2001年)参照。
- (17) 治暦2年7月6日讃岐国曼陀羅寺僧善芳解案(東寺百合文書ユ、『平安遺文』1008号)。
- (18) 註(14)に同じ。
- (19) 拙稿「中世善通寺領の史実と伝承をあるく」(『大学的香川ガイド』、2022年)。
- (20) 『山家集・聞書集・残集』(和歌文学大系21、明治書院、2003年)。
- (21) 中世善通寺領については、さしあたり田中健二「讃岐国」(『講座日本荘園史10 四国・九州地方の荘園』(吉川弘文館、2005年)、拙稿「『讃岐国善通寺領絵図』調査ノート」(『よみがえる荘園』勉誠出版、2019年)等参照。